

第12回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成18年12月21日（木）10時30分～12時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞社大阪本社社会グループ次長）

片山善博（鳥取県知事）

清原慶子（三鷹市長）

高木剛（日本労働組合総連合会会長）

土屋美明（社団法人共同通信社論説副委員長兼編集委員）

議長 中川英彦（前京都大学大学院教授）

宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、財団法人製品安全協会理事、社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）

松永真理（株式会社バンダイ社外取締役）

吉永みち子（作家）

（日弁連）

会長 平山正剛

副会長 吉岡桂輔 松坂英明

事務総長 明賀英樹

事務次長 池田綾子 谷 真人 小川達雄

広報室室長 生田康介

（説明者）

ゲートキーパー問題対策本部 副本部長 海渡雄一

以上 敬称略

議 事 内 容

1．開会

2．開会の挨拶

（中川議長）

皆さん、お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございました。フッ

ト委員が所用でご欠席でございますが、ほかの皆さんは全員ご出席いただいております。ということで、第12回になりますが、市民会議を開会させていただきたいと思っております。

最初に平山正剛会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

3．平山正剛日弁連会長挨拶

(平山会長)

年末の大変お忙しい中を差し繰りいただきまして、この会議にご出席いただきまして、本当に心から感謝をいたします。ありがとうございます。ぜひ今日も充実したご指導をいただけますようお願いいたします。

最初に二つだけ報告をいたしたいと思っております。一つは、6月のこの会で本年度の執行部の方針といたしまして、その問題については最終的には何に基づいて判断するかということにつきまして、それは民衆の利益を擁護することになるのかということを経済基準にしているということを申し上げました。調和のとれた公平・公正な、みんなが納得できる社会づくりに貢献したいというのが方針でありますということを申し上げました。その後、上限金利問題というのが大変な賑わいを示したわけですが、日弁連もこの問題については、まさに私が言う、この法案は民衆の利益を擁護することになるのかという点で考えた場合におかしいということで全力を挙げまして、パレードまで行い訴えをいたしました。その結果、国会でも全党一致で新しい法律をつくっていただいたということになりましたので、まさに市民の皆さまのおかげでありまして、よかったなと思っておりますことを一つ申し上げます。

もう一つは、前回の市民会議でご相談いたしましたように、われわれが、今次司法制度改革の柱の大きな一本にいたしております日本司法支援センターの立ち上げをぜひ成功させなければいけないというお話を申し上げましたら、幸い10月2日に立ち上がりまして、いろいろ試行錯誤がございますけれども、前向きに前進しているというふうに考えております。ただ、これからの1年ぐらいが非常に大きな立派に育っていくかどうかという時期でございますので、今後、ぜひ先生方のご指導をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今日は、実は弁護士会としての最大の問題でございますゲートキーパー問題について、暮れから来年にかけて、われわれが納得する前に、最終的にどういうふうに市民の方々の弁護士制度というものに対する信頼につなげていくかということを考えなければいけない時期に差し掛かっておりますので、それも併せて今日ぜひご指導いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

4．議事録署名人の決定

(中川議長)

ありがとうございました。

それでは事務的なことですが、議事録の署名人をお願いしたいと思っております。順番からいきますと、宮本委員と松永委員のご両者をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それではそのようにお願いいたします。

5. 議事

(中川議長)

本日の議題でございますけれども、緑色の紙に書いてあります四つでございます。しかし、一番最初のゲートキーパー問題がむしろ議題でございます、あとの三つはどちらかという事務的なことですが、全部で四つでございます。順番に進めさせていただきたいと思えます。

(1) 議題1 依頼者密告制度(ゲートキーパー制度)について

(中川議長)

まず、最初の議題のゲートキーパー問題でありますけれども、これはゲートキーパー問題対策本部というものが日弁連の中にございまして、その対策本部から市民会議の意見を聞きたいという依頼がございまして、それに基づいて本日の議論をするという経緯があったわけでございます。最初に、ゲートキーパー問題対策本部をご担当されております松坂英明副会長、海渡雄一副本部長にお越しいただいておりますので、海渡副本部長に説明をいただくということでしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(海渡副本部長)

それでは、たくさんの資料がございますが、基本的にこのポンチ絵、資料83-3とマンガのパンフレット、そしてもう一つ、資料83-2のQ&Aという、三つぐらい広げていただきながら説明したいと思えます。

このポンチ絵の最初をめぐっていただきますと、「あなたは弁護士を信頼して秘密を打ち明けたのに、あなたの知らないうちに、あなたの秘密がその弁護士から、警察に密告される仕組みに賛成できますか？」と記載されています。次のページに ということで、どういう制度ができるかが一覧できるものが書かれております。簡単に言いますと、市民から、依頼者から聞いた秘密というものを、弁護士が日弁連に通報し、そして日弁連がそこで守秘義務の範囲内かどうかの判断を一応するわけですが、警察に提供するという仕組みです。

次をめぐっていただきます。日弁連は、政府から課されてくるこの法律制度のすべてを拒否しているわけではなくて、大きく言って、取引において本人の確認を行う、記録を5年間保存しておく、疑わしい取引の届出、という全部で三つの義務が課されるわけですが、本人確認と、記録を5年間保存しておくという部分については自主的に会規化を予定しております(この点は、3月1日の臨時総会で議決になりました)。疑わしい取引の届出については、これはどうしても賛同できないということで反対したいと思っております。疑わし

い取引の届出に反対するというので、そうだとすると弁護士が本当にマネーロンダリング行為に巻き込まれることはないのかというご疑念があるかとも思いますが、真ん中に書いてありますように、違法行為であることを知った場合にはこのことを説明して、違法行為を回避するよう努力する。説得に応じない場合は辞任義務なども規定する。研修なども充実していく。一部の報道では、日弁連が政府案を全面拒否しているような取り上げ方もされているようですが、われわれとしては、三つある義務のうち、2 プラスアルファぐらいまではやるつもりでいるということでありませぬ。

それで、具体的にお話をしないとわかりにくいと思いますので、具体的な事例がパンフレットに載っておりますのでそれで説明いたします。表紙に、あなたは1年前に不動産業者から買った土地を売ろうとしております。ここに「闇金業者」と書いてあるのですが、闇金だと売らないほうがいいのではないかという意見も強いのですが、例えばここは、「どうも政治資金規制法に従って届出を行っていない政治家が」というように読んでかまわないのです。政治資金規制法違反のお金を持っている人、もうこれもまさしく犯罪収益です。ずいぶん高い値段をつけて買いにきました。心配になったあなたはその取引について弁護士に立ち会ってもらった。そうしたところ、この売買代金が差し押さえられていて、あなたは逮捕されてしまう。これで犯罪収益收受の罪に問われるということになってしまうということなのですね。そういう法律規制ができてしまっていることがすごいことなのですが、その場合にこの値段が高すぎる、これは疑わしいということなので弁護士が届け出なければならぬということになるわけですね。

こういうことが起きて本当にいいのだろうか、そんなばかなことと思われると思うのですが、現実にそのような事例が海外では発生しています。つい最近のイギリスのローソサエティというところが出している雑誌などに以下のような事例が載っています。弁護士が立ち会い、非常に安い値段で不動産を買った人の相談の依頼がありました。依頼者側は買い主なのですが、その物件そのものはやはり犯罪組織のものだったらしいということです。弁護士は、ちょっと怪しいなと思ったけれども、本人はまあいいやと思い通報しなかった。事実は全然知らなかったのです。イギリスは通報制度が既に実施されているのですが、その制度により、過失によって報告を怠ったということでその弁護士が逮捕され起訴されて、一審は懲役15か月でした。その後、弁護士会の救援運動が高まって、ちょっとそれはひどいじゃないかということになったのですが、結局懲役6か月の判決で確定して、収監されることになりました。過失によってマネーロンダリングの行為について報告を欠いただけで、弁護士が刑務所に行かなければいけない、そういう法制度がイギリスの中にできてしまっている。

世界中がどこもそうになっているわけではありません。そのことはまた後でちょっとお話ししますが、日本でもそういうことをやろうとしているのです。

なぜこの制度の創設にわれわれ日弁連が反対しているかという理由ですが、これはこの「弁護士から警察への依頼者密告制度早わかりQ & A」という資料の3ページを見ていた

だきたいのですが、端的に言ってこれは密告だということです。われわれは依頼者の密告制度というふうに言っています。われわれは本来依頼者の秘密は墓場まで持っていきます、言ったことは絶対に他に漏らしませんということで今まで信頼を築き上げてきたわけですが、これからは依頼者の皆さんから話を聞くときに、「基本的には秘密を守ります。しかし、あなたのお話になる行為の中に違法の疑わしいことがあった場合は、時々警察に通報しますが、それでよろしいですね。」と言って契約書を出すわけですね。その契約書の中には、「あなたの行為の中に違法の疑わしい行為があった場合は、通報する場合があります。通報によってあなたが損害を被っても一切責任を負いません」と、そういう条項を入れた契約書を提示することになるわけです。イギリスでは現にそうしているのですね。そういう契約書を締結した上で、弁護士に相談しなければいけない。

密告というのは、まさに密かに告知知らせることです。内密に告発することです。弁護士というのは、依頼者が違法な行為をしていれば、それは違法ですからやめなさいというべきです。どうしてもやめない人については、私は協力できないとか、対話と説得をするものですよね。それが、違法だということがはっきりしない。しかし疑いがあるというレベルで、裏に回って警察に通報してしまっていると。そういうことで本当に弁護士が市民から信頼して相談を任せられる職業として生き残れるかどうかということが、われわれが直面している問題なのです。

この3ページの真ん中あたりに書いてありますが、まず、これから弁護士に何かを相談しよう、頼もうと考えている人の立場に立って考えてみましょう。この制度が立法化されたら、市民にも制度の存在が知られることになりませんが、そのときには、「弁護士は、場合によっては依頼者の秘密を国家公安委員会、警察庁に密告することがある。もしくは密告することもあるらしい。」というふうに広まるでしょう。

一応弁護士の守秘義務の及ぶ事項については密告しない、密告されることはないといっても、市民にはその弁護士の守秘義務が及ぶ事項とそうでない事項の正確な区別はつきません。何が守秘義務の範囲なのか。これは弁護士と法務省との間でも意見が違っている部分があるのですね。そういう意味で非常に判別が難しい。その区別は必ずしも一義的ではありませんし、そもそも解釈は一様ではない。弁護士の立場、捜査官の立場、裁判所の立場でその判断が食い違うこともあり得ます。その結果、これから弁護士に打ち明けようとする人は、そのすべてをさらけ出すことを躊躇する。場合によっては、弁護士じゃなくて、弁護士の資格を持っていない、町の事件屋みたいな人に相談したほうがいいのかしらというふうな心理になるかもしれません。

すべての人がそういうふうになるとは思いませんが、多くの方がそういうふうになってしまう。この最後の部分が重要ですが、そうなってしまったら弁護士は、不十分、もしくは不完全な情報に基づいて法的なアドバイスをしなければいけないことになります。必然的に弁護士は法的アドバイスを間違える可能性が出てしまう。せっかくお金を払って、弁護士の正確な法的サービスを受けようとしているのに、それが受けられなくなってしまう。

これは弁護士の商売ができなくなるから僕らは反対しているのではなくて、市民の方々が、本当にこんなことでは心配して弁護士のところに行けなくなってしまおう。

実は、最初にご説明したほうがよかったのかもしれませんが、今銀行の窓口では、疑わしい取引については通報が行われております。例えば身分不相応なお金を持っているとか、ちょっと身なりがみすばらしいとか、そういう訳もわからないような理由で、年間10万件ぐらいの取引が金融庁に通報されております。現実にはわれわれが自動的に弁護士業務を行っている過程で、間違われて口座が封鎖されてしまう。銀行に通報されたために商売上も困ったことになった、そういう相談が既にまいてあります。そういう義務が銀行に課されている。

でも、皆さん、銀行の窓口に行かれるときは、やはり何事も包み隠さず話そうと思って行かれるわけじゃないですよ。銀行がもしかしたらそういうことをしているかもしれない。このような制度についてご存じなかった方もいるかもしれませんが、銀行の窓口ってそういうものなのかなというふうに思われるかもしれませんが。しかし、弁護士に相談に行く場合、例えば私は必ず、「どうぞ何でも話してください、全部話していただかないと正確なアドバイスはできませんから。」とっています。しかし、その中に含まれていた秘密が警察に通報されるようなことがある。万が一にもあるかもしれないということで、本当に安心して弁護士に相談できるだろうかということが、われわれがこの制度に反対している根本でございます。

守秘義務のことも今出ましたので、このポンチ絵に戻っていただきたいと思います。法律事務の処理に関する事項については守秘義務と書かれております。しかし、それから除外される事項もあります。例えば後見人や破産者財産管理人であるとか、そういう公的な資格で活動しているときには守秘義務はないのであるというように法務省などはそういった展開を持っている。われわれはその意見に賛成ではないのですけれども、破産管財人の職務などについて、そういうような問題もあります。どちらにしても、依頼者としてはどういふことを話していいのかという区別が簡単にはできない状態になってしまうということが問題なわけです。

次のページを見ていただくと、先ほど説明しましたとおり、弁護士は場合によっては依頼者の秘密をF I Uに密告することがある。そうすると、依頼者は弁護士に秘密を言わなくなる。これは、弁護士制度、司法制度の根幹を揺るがすことになってしまう。

この のケース、これは本当にわれわれとしては背筋が寒くなるような事件ですが、Yさんという方がA弁護士のところに事件の依頼に行きました。その中に疑わしい点がある。日弁連を經由して国家公安委員会、警察に情報が流れる。そして、事件を捜査して立件されました。そして、事件は検察に回されて、その方は逮捕されそうになっている。いわゆる任意事情聴取などが始まった。当然Yさんは、一番信頼しているA弁護士のところに相談に行くわけです。この間先生に相談したあの件について、どうも捜査が始まっている。先生、何とかしてください。実はA弁護士は自分が通報しているわけです。

しかし、このA弁護士の立場に立って考えると、密告したことは絶対言ってはいけない。法律上は言ってはいけないことになっています。A弁護士は事件の依頼を受けることはできません。しかし、このYさんは、A弁護士に今まで何件となく事件の依頼をしてきました。今回に限って断る。そのことだけでも容易なことではないわけですね。断る理由についても説明ができない。はっきり言うとA弁護士は嘘をつきまくるしかないわけです。病気になるとか、親が危篤だとか、何か嘘をつくしかないわけですね。この法案は弁護士嘘つき強制法案というふうに言ってもいいぐらいなのです。そういう状態になってしまう。

実際にこの制度が導入されて10年以上経過して、現実に弁護士が先ほど言ったように刑務所に行くような事態が起こっているイギリスでは、こういう通報したことが組織犯罪集団に知られると報復を受ける。弁護士が通報したということが、東京など大きな社会などではわかりませんが、イギリスにも田舎はいっぱいあるわけですね。そういうところであればすぐわかってしまう。そうすると、法律上は通報したことによって、その依頼者が生命などどんな損害を被っても責任を負いませんと、法律に書かれています。民事責任は免責なのです。しかし、逆に民事責任が免責されている状態の下では、自分がお金を払って頼んだ弁護士に裏切られたという人の恨みはどこに行くかということ、やっぱりもうその弁護士を狙って報復するというところに向かわざるを得ません。物理的に報復ということがイギリスでは危惧されていて、それからどう守ってもらうかとなると、警察自身に情報を管理してもらい守ってもらうかしかないという、だらしがないとか、われわれから見ると本当にイギリスの弁護士も地に墜ちたなというような事態が現に生じているわけです。

われわれの対策本部の本部長代行をしております川端弁護士が、2006年11月、このFATFが開催したゲートキーパー制度についての、世界中の弁護士会から意見を聞く会に出席いたしまして、そこで今日私が話しているような立場に立ち、この制度に関しては絶対にわれわれは反対であるということを述べました。その場には世界中の弁護士会の代表が来ていたわけです。絶賛されました。とりわけ、この制度を導入して大変苦しんでいるイギリスの弁護士会のマネーロンダリングの対策本部の責任者をやっておられるブース弁護士という方が、本当に川端弁護士が演説をした後、席に駆け寄ってきて、「あなたの言うとおりだ。10年前に自分たちも闘うべきだった。あのときにこの制度を認めてしまった。最初は小さな問題だと思っていたけれども、自由というのは徐々に徐々に失われていって、気がついてみたら現在の状況になっていた。だから絶対にイギリスの例には見習わないでほしい。」と言われたそうです。

ですから、われわれとしては、今非常に苦しい状態に陥っているのです。次のページをめくっていただいて、7ページ。日弁連は、警察庁案になぜ反対するのかということですが、届出の対象となる犯罪の範囲について、重大犯罪などに限定するのならよいではないかと、こういうことを警察庁はおっしゃっているのですが、この制度の枠組みを前提とす

る限り、対象犯罪の限定は不可能です。ここは説明をもう少ししたほうがいいのかもかもしれませんが、犯罪収益の収受の罪というものの前提犯罪というのは、法律で決まっています。今200なのですが、共謀罪が通ると619に増えるのですけれども、それをこの弁護士会の規制に限って対象犯罪を減らすということは不可能だということです。

あと、今ヨーロッパの諸国の話はしましたが、アメリカとカナダではこの制度は導入されていません。カナダの場合は若干特殊なのは、一たんイギリスとほぼ同様の制度が導入されましたが、弁護士会が訴訟を起こして、危険な制度であるということで訴訟に打ち勝って、この制度を廃止に追い込んだという輝かしい経過がございます。その後、政府と弁護士会で相談して、この疑わしい取引の届出制度はやらないということを政府がはっきり応じたという状態になっております。

警察庁は、これは法律ではなく、日弁連の会則で定めるのだから、日弁連の自治を尊重してということをおっしゃるのですが、現実はこのことを日弁連の会則で定めても、依頼者の秘密の情報の一部が捜査当局に密かに提供されているという物事の実態というのは何も変わらないわけで、日弁連が自主的に密告をしているというだけのことなのです。そのことによって何も事態は変わらないということです。以上で終わらせて頂きます。

(中川議長)

ありがとうございました。それでは、この問題につきましてしばらく議論をしたいと思いますが、ご質問、ご意見を自由に言っていただきたいと思います。

これは今どういう状況にあるんですか。

(海渡副本部長)

政治的な状況をご説明します。この制度については、もともとFATFの勧告というものに基づいてやることになっていたのですが、経過については、このQ&Aというものをご覧ください。そのQ2です。法案作成の現段階というふうに書かれておりますが、2005年の11月にこの金融情報機関が警察になるということが決まりました。そして、この制度については2007年の通常国会に提出するということが決まっております。先だって、確か9月だったかと思いますが、法案の骨子がこのようなペーパーでまとめられたとのことです。法案自体については私たちにはまだ見せられておりません。具体的にどういふものになるかについては、簡単な説明書きのようなものが載せられているだけなのですが、政府与党、自民党と公明党の内部で議案の審査が行われている。来年の通常国会に提出されることになっています。

したがって、この間ずっと問題になっております共謀罪の問題についても通常国会に継続されると思いますので、共謀罪のほうは法務委員会、こちらのほうは内閣委員会というように同じ国会で審議されることになりました。

法律の名前が、犯罪収益流通防止法案とされます(この法案名はその後犯罪収益移転防止法案と変更されました)。犯罪収益というものの自身の概念は難しいと思うのですが、簡単に言いますと、盗んできた物を売ったお金とか、そういうものだとわかりやすいのですが、

先ほども言いましたように、共謀罪が成立しますと、所得税法違反というのが犯罪収益の前提判断になると、所得税法違反を犯した人の所得全体が違法な収益になってしまいます。犯罪収益になってしまうのです。政治資金規制法違反でお金を受け取った人のそのお金も犯罪収益になってしまう。著作権法違反などになると、著作権法違反をしている人の収入がやはり犯罪収入になってしまいます。ですから、何となくマネーロンダリングという、麻薬とかそういう非常に重大な犯罪だけだと思われていると思うのですが、今や一般犯罪に基づいてお金が動くことすべてが取り締まりの対象となろうとしているという事態で、そこに非常に大きな問題点があると考えます。

(平山会長)

相続税法も入っている。

(海渡副本部長)

共謀罪法案には相続税法も入っています。

(平山会長)

だからいわば脱税的なことなどが何か仮にあったという相談を受けた場合、報告しなければいけない。この前、正確には覚えておりませんが、イギリスの元会長のお話です。奥さんがへそくりを貯めていた。税金を払っていないのが仮に見つかったということになると、それでもやらなければいけないということをおっしゃっていた。ものすごい範囲が広がる。まさに夫婦の間でも信頼がおけないということになりかねないという話をされていました。

(海渡副本部長)

ですから、実はこの法律自身に非常に問題があって、わかりやすい例で言うと、やくざと経済取引をする行為自体すべてが犯罪収益の收受の犯罪に形式的には該当してしまう。例えばやくざの組事務所からお寿司さん屋に上寿司の10個注文が入ったと。届けに行っただけでお金をもらったとしますね。きっとその中には見かじめ料とかそういうお金が入っているわけで、犯罪収益を收受していることになる。このような事例まで警察が検挙するかどうかわかりませんが、まさしくそういう行為すべてを取り締まれる法律ができています。

しかも恐ろしいのは、自分自身が違法行為をしていなくても、取引の相手方が違法な行為をしていると。そのことにこちらが気づくべきだったと。わからなくても気づくべきだったという、客観化された故意というふうに言うのですが、認識すべき状態だったら認識しなければいけないということで、犯罪収益の收受が成立するという議論が、刑事公判などでは現に行われるようになってきています。例えば、われわれ弁護士も詐欺罪で捕まっている人の弁護をやるとなった場合、その詐欺でもらっていたお金の中から報酬をもらったりすると、形式的にはこの規制にあてはまってしまうのです。そのことで摘発されたケースは今のところありませんけれども、現実にアメリカ、ドイツなどで同じようなケースで、既に弁護士が逮捕されたりしている。

これは、ゲートキーパー規制のさらに前の話であって、何を犯罪とするかというレベル

の問題なのですが、今度はそういう行為が行われているところの隣にいたら、弁護士は全部密告しろということになりますから、ものすごく広範な行為が規制の対象とされているわけです。

(清原委員)

質問させていただきますが、資料83の5ページの6のところ、日弁連として何もしないわけではなくて、積極的にする点として整理されていますが、この制度は国際的なOECD等の政府機関でそれぞれが確認しあった制度ですから、公的な拘束力はないにしても、何らかの対応を日本国がしたいというようなことでこのようなことが起こっていると思います。そういう国際的な環境の中ですが、先ほどご説明がありましたようなイギリス等の先行事例から、一定の制限を持って日弁連としては対応をしていかなければいけないという判断をされたのだと思います。この三つの措置のうち、二つの措置については、先ほどご説明がありましたように、特別守秘義務違反でもないし、業務を適切に弁護士さんがしてくれてというようなことだということがわかったのですが、併せてこの依頼者の身元確認、記録保存等に関する規定を定めるとともに、事件を受任しない場合の資金の授受や事件の受任の際の措置、違法行為とした場合の措置などについて、新たな規定を設ける予定であると記載してあります。この新たな規定というのは、先ほどの疑わしい取引の届出はなくて、他の何らかの代替手段によって、このような守秘義務に抵触して、市民の皆様への信頼を損なうような根本的な対応でなくても、趣旨に則ってやれることがあるということで検討を進めていらっしゃるというように、ここのところは読み取れたのですが、この点についてもう少し詳しくご紹介をいただけないでしょうか。

(海渡副本部長)

規程案を今お配りをいたします。ちょっとご説明しますと、現金を預かる場合に、弁護士が事件を受任していればそれは守秘義務の範囲になるわけですが、事件を受任しないで、例えば親戚からお金を預かるとか、そういうケースは稀かもしれませんがもしかするとあるかもしれない。そういう場合にはそれが犯罪収益の流通の実現にかかわるものでないかどうか、慎重に検討しなさいとしています。もちろん検討した結果、犯罪収益と認められるときは、お金を預かってはいけません。マネロンに巻き込まれないようにしましょうというのが一つですね。

それから事件を受任する際には、依頼者の目的が犯罪収益の流通の実現にかかわるものであるかどうかについて、やはり検討しなさいとしています。そして、そういう目的を依頼者が持っているという場合には、それは事件を断りなさい。通報するのではなくて、その事件を断るということです。あなたのそのケースは違法の疑いがあるからとはっきり言ってあげる。だから、僕はこの依頼は断りますというふうに言えばいい。

それから、事件を受任しているときに、途中でこの取引自体が違法であるということがわかった場合、この場合にもその行為が違法であることをきちんと依頼者に説明して、それを回避するように説得しなければいけない。だから、弁護士は密告と全く反対のことを

やろうとしている。密告ではなくて、現実にはそういうことがわかったらやめなさいと説得して、しかもその説得に応じない場合は、その受任を辞任しなければいけない。犯罪収益移転には加担しない。ですから、このような会規は明らかに今回課せられようとしている疑わしい取引の届出義務の代替なのですけれども、われわれは密告を絶対にしない。しかし、違法行為が行われることを阻止するために、できるかぎり最大限のことはやろうというふうに考えております。

(清原委員)

そのときに、A弁護士が調査をされて、これは受任できる案件ではない、辞任されたという情報については、守秘義務ですからそこで隠されるのですね。B弁護士にまた当該依頼者が行った場合、B弁護士も同じように判断をしてお断りになると思います。あくまでも弁護士さんの間ではそういうことについて情報共有もされないわけですよ。

ですから、やっぱり個別にとにかく自立した弁護士さんがそれぞれご判断をされていくという規定にされるということでしょうか。

(海渡副本部長)

ええ、そのとおりです。しかも、その場合にご懸念としては、やはりそういうものに巻き込まれてしまうのですね、不注意から。または、もう一つは、実際にそれに加担してしまう場合があり得ると思うのですが、不注意の場合は刑事罰にはなりませんけれども、その場合でも懲戒の問題にはなりうると思います。ただ、実際に知っていて加担していた場合は、先ほども言いましたように、犯罪収益収受の罪は共犯ということですから刑事罰に処せられるということになるだろうと思います。それはやむを得ない。そこで規制すれば足りるというのが私たちの考えです。

(清原委員)

意見を関連して申し上げます。自治体で弁護士さんに市民に向けての法律相談を願っています。そのときにやはり先ほど会長がおっしゃいましたように、相続税の問題とか、財産にかかわる問題とかではじめて弁護士さんの相談を受けたいというケースがやはり一般的なのですね。もちろん家庭内の家族関係の問題等々もございますけれども、やはり財産にかかわる点について、税理士さんや公認会計士さんではなくて、弁護士さんに相談したいということで、市が用意させていただいた法律相談等で、人生で初めて弁護士さんとお出会うケースがございます。そのときに何よりも市役所の職員ではなくて、弁護士さんに来て頂き相談に乗っていただくことの一番大きな要因は、公務員にももちろん守秘義務はありますが、法律的な知識についてはもちろん大きな差があるわけで、専門家である弁護士さんにも守秘義務があるからです。そして、とりあえず相談をしても正式に依頼する、依頼しないは後で判断できる。しかし、最初の入口の相談は必ず秘密が守られるということが市民の立場からすれば根本的な信頼の基礎だというふうに私も思います。ただし、中にはそうしたことだけではない事件等が起こっている報道もございますので、今おっしゃったその代替案が、もし守秘義務、あるいは密告というふうにされない範囲で、最大限

市民の活動を保護するとともに、弁護士さんへの信頼も守るものであるならば、そうした代替案をやはり積極的に示していただくことが、自治体の立場からも大変重要ではないかなというふうに思います。

(片山委員)

質問ですが、今現時点で、例えばわかりやすい事件で言うと、最近、贈収賄というのが近々で起こっていますけれど、大体皆さん、私は関与していないと世間的にはずっとおっしゃっていますよね。そういうときに弁護士事務所に来て、「実は私、贈収賄やっていますのです。競争入札妨害罪をやってしまっていますのです。世間的にはやっていないと言っているけれど、先生、どうか何とかしてください」と言う人がいたら、弁護士さんはどうされるのですかね。

(海渡副本部長)

それは刑事事件として弁護の依頼を受けた場合には、それは完全な守秘義務だと思うのですね。実際にはやっているけれども、無罪の弁護をしてくれという依頼があり得るかもしれませんが、実はこのような場合にどのように弁護するか見解が分かれていまして、はっきりそう言われたときには、そういう弁護活動をしてはいけないという見解もありますし、いや、それは実際の証拠を見て、本人がやったかやらないかではなくて、刑事事件の証拠上、その問題が証明されているかどうか、弱点がないかどうか。証拠上無罪であれば、無罪の弁論ということが許されるという見解もあるのですね。

ですから、究極の難しいご質問で、それは弁護士倫理の講義の中でも一番時間をかけてやるテーマなのですけれども、確定的な答えはないのです。どちらにしても秘密は漏れません。それは、仮にこの制度ができたとしても、今言われたような刑事事件の依頼に来た人の情報まで出せとは言われていないです。

ただ、まさしくこの制度ができたときに、そこら辺を、先生と同じように、刑事事件の弁護の依頼でも密告されることがあり得るのではないかというふうに一般の市民が誤って受け取ってしまい、まともな相談ができなくなる可能性が十分あるわけですね。

(片山委員)

そうすると、贈収賄でもお金が入っていますよね。そうすると、これに該当するのではないですか。

(海渡副本部長)

ですから、その事件を受けるかどうかというときに、贈収賄をして儲けるお金から報酬をもらうかどうかという問題ですね。これはまた別個の問題で、それは犯罪収益収受の罪になりうると思います。少なくともそういうふう to 起訴される可能性はある。そういう規制をしてしまうと、私選弁護人の選任権がなくなってしまうので、憲法違反ではないかというような論争もアメリカで行われて、アメリカの連邦最高裁で意見が5対4に分かれて、合憲となったのですが、そういう難しい法的論点があるのです。少なくとも、刑事被告人が実際にやっていますというふうに弁護士に打ち明けたことを密告するという制度にはな

っていない。

それから、現にその人が、自分が持っているお金は、犯罪収益だというふうに言ったときには、その事件を仮に受けるとしても、国選弁護事件として受けるか、または全然別の第三者から報酬をいただくかということになると思います。

(片山委員)

私が申しあげましたのは、まだ刑事被告人になっていない段階で、ただ世の中でマスコミから責められている状況の時に、私は関与していませんと言っている場合です。そういう時に先回りして弁護士に、私はやっちゃっているのですが刑事裁判とかではなく、とにかく何とかしてくださいと行ってきた場合です。

(吉岡副会長)

おそらくこの問題で悩ましいのは疑わしいという段階での密告なのですね。ですから、おっしゃるような場合に、通常相談する側とすれば、事前に弁護士にアドバイスを求めたいのは、こういうようなことに関与しているとか、こういうようなことがあるのだけれど、果たしてそれは違法かどうかということだと思います。つまり、こういうことが何か法律に抵触してしまっているのかどうか心配だけれども、どうでしょうか。だから、アメリカなどで言っているのは、そういう場合にはアドバイスして、「これはそういう危険性がありますよ」とか、「何々法に当たるかもしれない」というアドバイスをして、そこでやめてもらう。あるいは間違わないように正しく誘導するのが弁護士の責務なのですね。ところが、これができてしまうと、疑わしいところでそれを密告しますから、そういうアドバイスもできない。だけどこの人は疑わしいというので通報するという、そういうとても大きな問題が生じてしまうところなのですね。明らかに自分が贈収賄をしてしまったというよりも、おそらくはその前の前の段階で、こういうことがどうもあるけれども、これはどうだろうかと、その法律家としてのアドバイスを求められるケースが多いのだと思うのです。

(海渡副本部長)

例えば、客観的な事実として、誰それからこれだけのお金を受け取ったと。しかし、それが賄賂になるかどうかというのは、法的な判断が必要なわけです。どういう具体的な請託が事前にあったか。それと職務行為との関連とか、そういう判断をしなければいけないわけですね。だけれども、こういう制度ができてしまうと、自分はこういうお金をもらって、それは税法違反になるのか、それともそれが賄賂になるのかといったこと、ないしは何にもならないのか。そのあたりの判断をしたいという前提で事実を打ち明けて相談しようというようなこともできなくなる。

刑事事件の被疑者になって相談していることは守秘義務が被さってくるのですが、今吉岡福会長がおっしゃったように、被疑事件になる前だと、そういう民事事件の相談としての守秘義務は被さってきません。そういう相談が確かに一番困りますね。

(中川議長)

片山知事の発言に関連して、ちょっとよくわからないのですが、対象になるものが、今片山知事がおっしゃったように、私がやりましたという人ははっきりするわけですね。はっきりしているから、それはどういう考え方にするかということはあると思いますが、そうではなくて、依頼の中にひょっとしたら犯罪行為が含まれている可能性があるなという場合はどうなるのか。

(海渡副本部長)

依頼事件の取引の相手方ですよ。

(中川議長)

総合的に考えて、このお金のやりとりはどうもおかしいと。疑わしいというものが対象になるわけでしょう。そうすると、そういう依頼人がやっている行為というのは、民事的な取引もあれば、刑事的な行為もあると思うのですが、その範囲というのは、何か限られているのですか。何でも、すべての依頼になるのか。

(海渡副本部長)

今、規程案を配っていただいたと思います。法務省の法案は見えていないのでまだわかりませんが、一応FATFの勧告に書かれてあるのは、この第2条の1項から6項までです。こういう取引についてなんです。ただ、これはかなり広範で不動産の売買、依頼者の金融機関の口座、現金、有価証券その他の資産の管理行為、会社の設立、賃貸契約、あるいは買収、あとは売却。どうも警察などは、企業の買収または売却のあたりをもっと広げて、企業の経営管理みたいなことまで含めようとしていて、限りなく広がる可能性があります。この会規では一応限定はされています。

(中川議長)

こういう取引はみんな民事上の問題ですよ。民事取引に関連する疑わしい行為。

(海渡副本部長)

ただ、この不動産売買の売買代金に犯罪収益が含まれていれば、たちまちこの不動産の売買そのものが刑事事件になってしまう。

(中川議長)

それはどうですか。しかし、こういう取引をきっかけにして、何か疑わしいものがあるかどうかという判断をしてくださっているわけですね。そうすると、さっき片山知事がおっしゃったように、例えば私は人を殺しましたとか、それから贈賄を受けましたとか、収賄しましたとかというのは、この法律の対象にはならないのです。

(海渡副本部長)

今のところ対象にはなってありません。

(中川議長)

そういうことなのですか。それはまた別の問題だと。

(海渡副本部長)

この問題で政治家とお話ししていると、じゃあ弁護士は自分の依頼者が殺人を犯そうと

しているときに、弁護士はそのことを警察に通報しないのかという質問があるのですね。これはこの問題とはちょっと離れる問題ではありますが、関連してくるのでお答えすると、そういうケースの場合は、弁護士の守秘義務について開示ができる例外の場合です。依頼者本人が承諾している場合と、依頼者の犯罪行為の意図が明確で、その実行行為が差し迫っており、犯行の結果が極めて重大な場合、秘密の回避が不可欠な場合、これは開示をしてもかまわないというようになっています。これは日弁連の職務基本規程の解説書に書かれていまして、弁護士全体の共通理解だろうと思っています。

ですから、もし自分の依頼者が犯罪をやろうとしているというふうに打ち明けられたらどうするのかという質問もあるのですが、それは止められる。しかし、過去にやりましたという行為を打ち明けられたとしても、それはもうその行為を差し止めるということはないわけですから、そのことは胸にしまっておけばいいというのが僕らの感覚だと思います。

(中川議長)

もう一つ質問があります。そういう範囲でその義務を課せられる人は弁護士だけですか。それとも例えばほかに公認会計士とかにも課せられるのですか。

(海渡副本部長)

公認会計士と司法書士と税理士・行政書士は入っています。公証人は入っていません。宝石商みたいなものも入っている。あと不動産の仲介業者なども入っている。ですから、まだ法律案見せていただけていないのですが、対象業種は40とか50とか。そういう意味ではとても大きな制度です。

(松永委員)

その40の中でこうやって反対を表明しているのはどれぐらいなのですか。

(海渡副本部長)

弁護士と司法書士の方の一部が反対されています。

ただ、例えば税理士さんとか公認会計士というのは、金融庁がバックにありますし、司法書士の場合は法務省が監督官庁になるので、そういう意味では反対運動をするというような形は非常にやりづらいですね。弁護士会は完全に独立ですから、政府のこういう立法について反対できるのですけれども、司法書士の方々の中でも今議論はされているとは聞いていますけれども、日弁連と同じように全面反対に立ち上がるというような状況はない。

(吉岡副会長)

その他の士業の方と話をすると、自分たちは監督官庁があるから、表だって反対できないのですね。ですから、弁護士会はどういう動きですかと聞かれるときがあるのです。彼らは、弁護士会がどこまで頑張ってくれるのかということを期待しているようなところがあるのです。

(海渡副本部長)

司法書士の方のお仕事の中には、訴訟の代理をして法廷に立つという仕事もあるので、

かなり弁護士に近いとは思いますが、税理士さんとか、公認会計士さんの仕事というのは、むしろ税務会計の公正さというのを担保すること、それから、税務申告についての適正を担保するという公益上の目的が最初から入っていますから、法律について反対することは、難しいと思います。

(清原委員)

これはもし密告しなければいけない内容についてしなかったというのが明らかになった際には、何らかの制裁が法案にはあるわけですか。

(海渡副本部長)

そうです。幸いにしてというか、イギリスの場合は、過失でも報告を欠いた場合は、さっき言ったように懲役刑が15か月とか6か月であるのですが、日本で今回提案されている法律では、監督官庁による行政処分になるだろうと言われています(この点は、実際の法案においては、是正命令という行政命令を出し、これに反した場合には懲役刑まで科するという制度になった)。)。弁護士会についても会則で定めるといことが求められているのですが、われわれとしてはこの密告義務の部分はずして、先ほど言ったような会規をつくり、そしてその違反については懲戒で対処しようと思っています。密告義務を課すということについては反対したいと思っています。

(片山知事)

それは疑わしい取引を届けなさいということですよ。疑わしいというのは、すごく曖昧ですよ。

(海渡副本部長)

そのとおりです。

(片山知事)

そのときに、自分は疑わしくないと思って密告しなかった。だけど、届け出なかったじゃないかと言われた。それはだれが最終的に判断するのですか。疑わしいのに届け出なかったじゃないかという部分について。

(海渡副本部長)

監督官庁のある業種については監督官庁が判断するのですが、弁護士会の場合は弁護士会の懲戒委員会が判断することになる。ただ、そこに外部委員が入っておりますけれども、弁護士会の自治の中で判断する。

(片山知事)

それから違法行為であることが疑わしいとしても、それは結果として違法行為ではない場合もありますよね。それが仮にいわゆるグレーであっても違法行為を構成しないといって論陣を張るのが弁護士の仕事なんでしょう。

(海渡副本部長)

そのとおりですね。

(片山知事)

そうすると、非常に矛盾するのではないかと思うのですよね。自分では違法行為を構成しないということできちんと筋書きを書いていこうとしているのに、一方では届け出る。

(海渡副本部長)

そのとおりです。

(片山知事)

それはすごく合理的でない行動を強いるようになりますよね。

(海渡副本部長)

そのとおりです。今から5年ぐらい前ですけれども、F A T Fで議論が始まった頃、アメリカのA B Aで開かれた国際シンポジウムで話しているときに、こんな体験をしました。当時既にイギリスの弁護士さんたちは、先を争って通報するような形になってしまっているわけですね。そうすると、依頼者を弁護するために働いているのだけれども、常にその傍らで自分の依頼者についてこういう疑いがあるというレポートを書き続けるわけです。人格破綻を来たすのではないかなと思いました。現実には、僕はそのときに非常にいやな思いをしたのは、世界中にまだその制度はなかったのです。ヨーロッパ大陸にもなかった。イギリスだけだったのです。それで、みんなで反対しようと話し合いをしているときに、ある若いイギリスの弁護士さんが立ち上がって、「あなたたちは卑怯だ」と言ったのです。われわれは毎日仕事した後、レポート書いているのだと。おまえたちも密告のレポートを書けと、苦労しろとこう言うのですよ。僕はこのような弁護士になったらおしまいだなというふうに思ったのですけれども、現実には大変な苦労だと思います。大きな法律事務所などの場合は、そのために専門のオフィサーを雇って通報をしているというようなことで、年間何千万円もそのためのコストがかかるとか、馬鹿げたことになっている。

(片山知事)

最終的に違法であるか違法でないかは裁判で決まる。

(海渡副本部長)

そうです。

(片山知事)

だから、その裁判で決まるということと、矛盾を感じるのですが。

(海渡副本部長)

そうですね。しかも、疑いでやりますから、必ず間違ふということなのですね。しかし、間違っていた場合については責任を問われない。しかし、過失でも届出を欠いていた場合には刑務所に行かなければいけない。

(片山知事)

そうすると、やはり広めに通報することになりますね。

(海渡副本部長)

絶対に広めに通報することになると思う。

(片山知事)

疑わしきは罰するとなってしまう。

(海渡副本部長)

銀行が今10万件通報しているというふうに申しあげましたけれども、最初この制度が発足した当時は年間数件とかそんな感じで始まったのです。ところが本当に倍々ゲームで、今はもう10万件なのです。どうしてそうなっているかという、後で問題が発覚したときに、その件について通報がされていないときに行政処分を受けるのです。銀行が行政処分を受ける。つい先だっても三菱東京UFJが、アメリカでそういう処分を受けるというようなニュースが流れておりますけれども、そういう状態になってくると、とにかく何でもいいから通報しておけば安心だということになってくる。通報を受けている側もなんか玉石混淆で全然役に立たないような情報が集まっているかもしれないのです。(警察庁の公表によると2006年には18万件的通報がなされ、検挙につながったのはわずか18件です。)この人は公務員なのに身分不相応なお金を預金しているとか。そういうレベルではっきりマニュアルに書かれていますから、別の相続財産とかで何か入ったかもしれないわけなのにそこまで調べないわけですから、それで通報されてしまう。マネーロンダリングが行われていると疑われている国との取引だというだけでも通報されてしまう。だけど、例えばナイジェリアと日本で取引しなければいけないことというのはあり得るわけで、だけどその地域との送金というのはすべて通報されている。銀行に関してはそういう状態になっています。

しかし、逆に言うと銀行の場合はそういう形式的な基準でやっていますから、あまりディープな情報はないから、そこをきっかけにやってみて、ほとんど役に立たない情報なのでしょうけれども、弁護士はやはり依頼者とすごく密接なわけですから、そこから出た情報をもとに事件化していこうということだろうと思うのです。そういう意味でもわれわれ弁護士のほうが銀行よりもダメージは大きい。

(高木委員)

そもそもこのFATFというのはどこの機関で、このFATFの40の勧告、これは条約ですか。

(海渡副本部長)

時間がなくて説明を省略して申し訳ございませんでした。ご説明します。FATFというのは、OECD諸国でつくっている金融作業部会という政府機関組織です。基本的にはこれはOECDとさせていただいていいと思います。ですから、いわゆる先進工業諸国でつくっている金融取引についての規制機関です。過去に40の勧告というのを1990年につくって、それをずっと運用してきました。若干複雑になりますけれども、もともこのFATFがつくった90年の40の勧告というのをもとにして、これを国際条約化したものが国連の組織犯罪条約なのです。ですから、国連の組織犯罪条約をめぐる共謀罪の議論が起こっているわけですが、この法案の中にはゲートキーパーは入っておりません。もともとの旧勧告が発展してきて条約になったものが国連条約なのです。

その改定勧告というのがつけられています。そして、それが2003年にできているわけですけれども、この改定勧告をつくる過程では弁護士会なども呼ばれていて、意見を述べる機会などはあったのですが、これは条約ではありません。単なるそういう国際機関による勧告であって、加盟している国々も数十か国ぐらいです。しかし、これがなぜこんな大きな問題になるかといいますと、先進工業国を全部網羅しているわけですね。そして、この勧告を守らないということになると、ひどい場合には金融制裁措置までとれるわけです。OECD諸国がまとまって、マネーロンダリング天国になっているとされた国からのすべての取引を停止すると。現実にはそういう目に遭いそうになったのがフィリピンです。フィリピンは一定期限までにマネーロンダリングの規制法をつくれと。つくらない限りはもう取引をしないといわれました。OECD諸国がフィリピンとの間での取引を停止するということは、OECDで決められるわけです。

(高木委員)

拘束性はどのようなのですか。これにもOECDが少し絡んでいるけれど、OECDのルールとは。国連の条約化して、国連のものになってしまっているのならともかく、OECDのものに、日本政府がここまで新40の勧告に拘束されるのか。まずその辺がよくわからないのでお聞きしているのだけれど。

(海渡副本部長)

FATFはOECDの付属組織です。実際のFATFの事務局はOECD本部の中にありますから、組織的にはほぼ同じものと見ていいと思うんですけども、日本政府としてはこのFATFの勧告は全面実施するというのをもう既に閣議決定しているんですね。そのこと自身はどうしてそうなるかという、やはり世界の金融スタンダードだというふうに見られていて、これを守らないと何らかの制裁措置があると考えられているからだと思います。ただ、繰り返しになりますが、先ほども言いましたけれど、アメリカやカナダは、この規制については従わないことがはっきりしています。少なくとも弁護士に対するゲートキーパー規制については、今後もやる計画はありません。それにもかかわらず、アメリカ、カナダに対してOECDから何らかの制裁措置が発動されたということはないわけです。世界中で弁護士会は、イギリスを除いてですが、この制度に反対をしているという状態にあるので、このことで仮にわれわれの反対が実って、この制度ができなかったとしても、それのことによって制裁措置がくるという状況はないと思います。

しかし、例えば銀行の疑わしい取引の届出義務が不十分だということになると、三菱東京UFJに対して、あれはアメリカによる制裁ですけれども行われたりする。その範囲がもっと広がっていくと、OECD諸国全体で日本の金融界が制裁を受けるということにもなりかねない。そういう潜在的な危険性はあるのです。ですから、そう簡単に条約じゃなくて勧告だから守らなくていいというふうにはなかなか言いにくい。だからこそ、われわれ日弁連も実施できる範囲の義務についてはぜひやろうとしています。しかし、密告だけは絶対にやらない。それはカナダも同じで、カナダも記録保存と本人確認まではやります。

密告はしないということで政府と合意ができているわけですから、カナダはずっとこれでいくと。われわれもその状態にしたいと思っています。わかっていただきましたでしょうか。

(宮本委員)

ちょっと色々わからないところがあるのですが、今いただいたこの規程案というのは、日弁連がおつくりになっているものですか。

(海渡副本部長)

そうです。

(宮本委員)

もう一つ質問ですが、顧問弁護士はその範疇に入るのですね。

(海渡副本部長)

もちろん入ります。

(宮本委員)

もちろん入りますね。そうすると、いろいろマネーロンダリングから規制のある企業の顧問弁護士というのは、皆拘束されるのですか。

(平山会長)

すべて拘束されます。だから成り立たないということでしょうね。

(宮本委員)

そうなっていますね。

(海渡副本部長)

誠に申し訳ございませんが、そろそろ退席させていただきます。わかっている方がたくさんいらっしゃるので、大丈夫だと思います。申し訳ございません。

(土屋委員)

質問させていただきます。個々の弁護士さんから日弁連のほうに届出があって、それを日弁連でスクリーニングしてというか、吟味した上で国家公安委員会のほうに届けるという仕組みが想定されているのですよね。そうすると、そこで間に日弁連という一つの大きな組織を置いたことが、今の構想の基礎というか、そういう役割を果たしていると思うのですけれども、そのあたり、日弁連としては実際にうまく機能するのかどうかについてどうお考えなのでしょう。ほとんど通過するだけというようなことになってしまうのか。何らかの形で、疑わしい取引だけを絞り込んで、あとは日弁連で処理するというようなことがあるのか、その辺りが少しわからないのですね。

それからもし具体的な事件として後ほど発覚した違法行為との関係で、日弁連から届け出なかった場合、日弁連自体に対して何か処罰というかそういうようなものが考えられているのか。そのあたりを聞かせていただけますか。組織としての役割などについて。

(松坂副会長)

現段階では、個々の弁護士が届け出るということ自体は問題だし、日弁連がそれを集約

して届け出るということは、日弁連自体が密告をしていることになりまますから、なおさら日弁連に対する信頼を損なうというふうに考えています

(宮本委員)

日弁連がそれを報告をしなかったら、責任は日弁連にあるということになるんですか。

(松坂副会長)

ありますよ。仮にその制度を受け入れた場合には、日弁連の中で例えば100の情報が来たときに、こんなもの出さなくていいとして0にしたとしますよね。それが可能かどうかということなのですが、理屈から言うと不可能だと思います。というのは、疑わしい取引かどうかというのは、客観的に決まりますので。こちらが勝手に、例えばレベル7以上は届け出るといったときに、レベル8、9のものを6しかないものとみなして届け出ないとなると、われわれが嘘をつくことになってしまう。だからまじめにやろうとすれば、疑わしい取引はスクリーニングをした上で、7以下は落としますけれど、7以上のものは届け出るということにならざるを得ないだろうと思います。それをあたかも弁護士さんのところ、日弁連のところ、裁量で一切届け出ないことも可能じゃないかということをおっしゃる人がいるのだけれど、それはわれわれまじめな集団としてはできないと。だから受け入れることもできない。

(中川議長)

これ大変難しい問題です。事前に相当知識がないと、議論が難しい気がするのですが、一つの整理の方法としてこういう切り口があるのではないかと思いました。やはり国際的にこの主たる問題はテロ対策ですよ。テロ対策ということで、先進諸国が協力をして、少しでもそういうテロをなくそうという国際的な要請から出発している問題である。それは無視できない大きな問題です。日本もそれなりに協力すべきは当然だと思うのです。その一環としてこういうゲートキーパー問題というのが出てきている。

ところが、その制度につきましては、まず第一に文化の問題があると思うのです。密告というものに対して日本は当然根深い抵抗感がありますけれども、ヨーロッパあたりは割合そういうものがない。昔から色々な意味で密告が行われていたわけですね。それからテロに対する危機感も相当違うように思うのです。やっぱりわれわれの場合はいささか生ぬるいし、ヨーロッパあたりは厳しいということです。そういう文化なり、状況の違いというものもあると思うのです。そういうものを長期的に見ていく必要がある。それからもう一つは弁護士さんというものの公益性といいますか、犯罪を阻止する義務といいますか、そういったものがあると思うのです。だからそういうものを全部総合勘案して、ゲートキーパーそのものは要らないという議論はないわけですから、どの程度までかという問題のような感じがしますね。

そうすると、それは一人ひとりの方の個別の意見というものになってきて、これはなかなか集約は難しいように思います。弁護士さんのお話は非常によくわかりました。そのとおりだと思います。依頼者との関係でいいですとんでもないということになります

が、もう一方の見方からすると、やはりある程度公益性を帯びた弁護士さんが犯罪阻止のために協力する。その制度というのはどの辺までであるべきかというバランスを考えるべきではないかなという感じがします。そういう観点からこれは議論したほうがわかりやすかったかなと思っているのですけれど。どのように取り扱いましょうか。

(井手副議長)

そうですね。今、中川議長がおっしゃったような組織犯罪やテロ対策についていえば、それなりに実効性のある規制が必要だという議論にもなってくると思いますが、一方で懸念するのは、こういう制度は一度出来上がると、拡大解釈がなされがちであるということです。大阪弁護士会所属の弁護士で衆院議員の西村真悟被告が弁護士法違反などの罪に問われた事件がありました。元事務所職員に自分の弁護士名義を使わせた事件だったのですが、その非弁活動を許していた元事務員から受け取ったお金は犯罪収益であるということで組織犯罪の収益であるということで、組織的犯罪処罰法違反の罪で立件されました。大阪地検特捜部が手がけた事件ですが、当時、これはそもそも立法事実にはなっているものなのだろうか、と疑問に思った記憶があります。この法律は、組織的に行われた犯罪、暴力団等が対象になるとと思いますが、組織犯罪への処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰することを目的としていますが、一弁護士事務所を舞台に行われた非弁行為に適用することが果たして妥当なのか、と。一般の人にとってみれば、仮にこの制度が導入されたならば、自分たちが巻き込まれる可能性があるのではないかと不安に思うのではないのでしょうか。先ほどの相続税とか所得税法もそうですね。所得税の問題でいえば、それがいわゆる申告漏れになるのか、犯罪としての脱税になるのか。これはやってみないとわからないところがあります。どこまで広げられるのかというところが、もう一つわからないのではないかと思います。そのあたりのところをもう少し整理して頂けるといいと思います。

この問題について、私は普通の市民の生活にとっても危険性があると思っています。その危険性の部分をもう少しわかりやすく説明していただかないと、なかなか運動としては広がりにくいと思います。マスコミにおいてもこの問題が今一つ取り上げられていない理由に、「市民生活にどのような影響があるのか」ということが知られていないからではないかと思います。今日もこの場がそもそも論のところから議論せざるを得なくなったというのも、今のこの問題の認識の現状を表しているのだと思います。この問題について市民会議として何らかの意見などを出そうとした場合、国会審議のスケジュールとの絡みもありますし、なかなか難しいですね。仮に何らかの結論を出す場合、デッドラインというのはいつ頃になるのでしょうか。

(明賀事務総長)

今のところ1月の中旬か下旬ぐらいに閣議がなされる。国会提出は2月のはじめぐらいということで予想されていまして、これは予算関連法案ということですので、通常国会でも早い段階で3月までに審議されるだろうというのが今の予定です。

(高木委員)

今日配布された規程は、何の目的でつくられたのですか。

(池田事務次長)

弁護士会の規定案でございます。

(高木委員)

規程案というのは。

(明賀事務総長)

一つ、二つでは丸で、それからその違法行為にあることのプラスアルファですね。会が自主的に何かしようという趣旨です。規程ですから、実際は3月に行われる臨時総会で正式には決めますが、こういう方向で各地で整理しようということで動いているということです。

(高木委員)

だから、今警察庁が考えているような法案で、国会で審議されたとしても、日弁連としてはこの規程案がわれわれの限度ですよということを主張し、これに合わせて法律つくれと主張するためのものなのではないでしょうか。

(吉岡副会長)

先ほど中川議長がおっしゃった公益とのバランスをどうとるのかということですから、われわれも国際協力であるとか、マネーロンダリングを全く無視するというわけじゃないのですね。私たちもできる範囲はやりましょうと。できる範囲は法律とは関係なくて、むしろ積極的に今からでもやりましょうということで、これを3月の臨時総会で検討しようとしているのです。ただ、あくまで密告は困りますよと。これは弁護士も困るけれど、相談する市民のほうも困るのではないのでしょうかということで、そういう訴えかけを今しているところでございます。

(高木委員)

もし仮に法案が警察庁の考え方で通ってしまった場合、これでは全然さまにならないようなことになるわけですね。

(吉岡副会長)

そこにまだギャップがありますね。でも、やっぱり警察庁で一生懸命考えていただいている案にしても、まだわれわれとしてはやはり世界の弁護士が反対しているし、そもそも弁護士倫理に密告ということがやはり合わないのではないかと。そうでなくても、色々なマネーロンダリング対策の方法があるのではないのでしょうかと、こういうことなのですね。

(宮本委員)

この規程案なのですけれども、目的があまりはっきり伝わってこない。

(池田事務次長)

これは修正段階の案ということで、まだ若干文言に修正を加える予定でございまして、今の犯罪収益流通防止というようなことを第1条に入れる方向で今後修正がされる予定で

す。すみません、これはまだ変わりますので。

(吉岡副会長)

弁護士に密告させるような法律が本当に必要なのかということに関しては、今、松坂副会長から言われたのですが、警察庁と色々議論している中でも、実はそこまでの立法事実はないと。つまり、弁護士が積極的にそういった色々な信託その他不動産取引に絡んで、積極的に関与するということはないわけなのですね。そこは認めています。ただ、要するに今言ったF A T Fの勧告をそのとおりにまじめにやっていくのか、今おっしゃった日本の現状の中で、どこまでそういうマネーロンダリングのために現実的に選択するかということころなのだと思うのですよね。

(平山会長)

あと、やはり中川議長がおっしゃってありましたように英国の風土というのは、密告をあまり気にしない歴史がどうもあると言われておりますよね。そういう中で生まれたもので、向こうから見れば、何で日本はそんなにこだわるのだということが一つあるかなと思います。それから、日本の弁護士制度が歴史的に見ますと、簡便な自治団体で一生懸命やっているということがございます。この二つを度外視して、政府がいわばええかっこするということと変ですけども、欧州でやられていることについて全部をそうしようというのが無理があるのではないかと、私は率直に思っております。ですから私は考えるところ、われわれはやはり最後の線としては、密告ではいけないと。それであれば届出をお客さんに言ってから全部行うという方向でないと、なかなか難しいかと思えます。本人に告げたと報告したものが捜査の対象になるというのであれば、これは依頼者に対しての背信行為というのはございませんので、そういうように考えるしかないかなということをしては思っております。今のままでは、本当に日本の弁護士制度は崩壊してしまう。密告というのは届けたことを言うてはいけないというのは、ここが一番きついところだという気がしております。

(吉永委員)

実際に警察庁の案はこういうことが出てくるのであろうという想定なのですよ。それに対する想定をするときというのは、やはり最悪のパターンを考えておかなければならないと思うのですが、警察庁の問題のところでは、実際に水面下というかそういったところで、ここまでは無理だろうとか、このあたりはやはり日弁連の言うことも理解できるなというような、そういうすり合わせみたいなものというのは、どの程度行われているのか。あるいは行われていないのか。実際に開けてみないとまだわからない状態なのか。何かそういう手応えを感じ取っている部分があるのかということところが、今吉岡副会長のお話を聞いて、もしかしたら水面下で何かそういったことがあるのかなというふうに思ったのですが。

(吉岡副会長)

資料83-4に、警察庁の提案と日弁連の考え方の両方を分けて記載しております。警

察庁のほうは、要するに弁護士の守秘義務は、現在の法律の範囲内ですよという内容です。先ほど土屋委員からお話があったとおり、あくまで弁護士が日弁連に届け出て、日弁連がチェックできるのではないですかというようなことですね。そういうあたりでいわば一つの目玉としてわれわれのほうに言ってきていることは事実ですね。ところが、逆にここに日弁連の考え方が書いているとおり、守秘義務というのは実は非常に難しい概念なのです。とりわけ相談する市民の側から見ると、弁護士でも守秘義務の範囲かどうか、外かグレーゾーンかわからないくらいですから、よりわからない。それから真ん中のところに記載がありますが、日弁連だからといっても、そもそも大きなシステムとして、日弁連自体がそういうことを密告する組織として立法化されてしまうというところが、これはもう大きなギャップなのです。つまり、弁護士ないし弁護士会がそういうことでいいのか。本来なら市民の側から色々と相談を受けてアドバイスをしたり、不正をやめさせるということだと思のです。アメリカはまさにそれで採用していないのです。弁護士というのは密告するよりは、説得してアドバイスをして、やめさせるということが社会として有益なのだという発想なのです。ところが、ここで言っているのは、日弁連も巻き込んで、むしろ依頼者に言わないで、密かに密告するという大きな制度につくってしまうということなのです。われわれとしてはまさに天地ほどの開きがあるのです。ここが非常に大きなところ

(吉永委員)

それは全く詰められていないということですか。

(吉岡副会長)

そうです。

(吉永委員)

密告という言葉は、みんなとても抵抗があるのですが、これをマネーロンダリングを防ぐための通報という、みんなOKになってしまう。そういう言葉の問題もありますね。

(吉岡副会長)

そこが怖いんですね。ですから、先ほどから言っているように、銀行が届け出るといふことの影響の大きさの度合いと、まさに弁護士制度自体が、そういうふうになってしまうというのは違います。喩えがよくないかもしれないけれど、よく西洋などでは牧師さんに懺悔して、それは牧師さんが言わないからこそ懺悔するのであって、懺悔するそばから全部警察に言っているなどと言ったら、この制度自体が崩壊してしまいますよね。つまり、それに匹敵するくらい、弁護士自体がそういう制度に組み込まれること自体の深刻さということ、私どもはぜひ訴えていきたいと考えています。

(吉永委員)

ただ、本当に日程的にはすごく急な話ですよ。本当に根幹にかかわる重要な部分であるならば、どういうふうな反対をするのか、何かこちら側の戦術というか、予定とか、そういうものが組まれているのでしょうか。市民会議としては、それがあればそこに乗る形

ができるのか、できないのかということも検討できるかと思うのですが。

(吉岡副会長)

今、国会議員に対して個々に、与党・野党の方も含めてお話をしております、かなり与党の議員さんでも、それは確かに問題ですねと言ってくれる方は多いですね。ただ、やはりもう警察庁としては、閣議で通すような案を何でもかんでもつくろうというふうに動いていますから、そこにちょっと深刻さがあります。しかし、私どもはそういう形で今日も含めて、各方面に、まだ十分に知られていないところは否めないで、知らせよう努力をしていきたいと思っております。

(中川議長)

意見をとりまとめるのが大変困難ですね。

(平山会長)

これは大変な制度だということだけをとりにまとめていただければと思います。

(中川議長)

もちろん理解できたと思いますけれど。

(平山会長)

本当に掛け値なしにつらい制度ですね。

(中川議長)

どうでしょうか。今日はこれぐらいにしまして、事態の進展を見て、どうしても必要であるというなら、臨時的に対応してもいいし、あるいは個別に委員の皆さんから平山会長のほうにご意見をお寄せ頂いても良いかと思いますが。

(平山会長)

ぜひ、ご助言をいただきたいと思います。本当に悩んでおります。

(中川議長)

とりまとめるのは、今日は難しいと思います。よろしいでしょうか。必ずしもこれは意見を形成しなければいけないということでもないと思いますので。

(平山会長)

色々な点でわれわれの理解を得る努力も足りない部分があるのかなと思ったりします。

(中川議長)

では、ちょっと中途半端な感じはいたしますけれど、この問題はこれぐらいにいたしません。

(2) 議題2 拡大市民会議の開催について

(3) 議題3 コールセンターの見学会について

(中川議長)

次は、2月7日に予定されております拡大市民会議について、その内容につきまして、谷事務次長のほうからご説明いただきたいと思っております。

(谷事務次長)

事務次長の谷のほうからご説明させていただきます。従来からご提案申し上げていますが、2月7日に拡大市民会議を予定しております。資料番号は81-3から3、4、5、6、7と枝番がついております。それから、82番の資料がそれになります。

それで、81-7という資料がイメージがしていただきやすいかと思しますので、こちらを見ながら説明させていただきます。実は、今ご紹介がありましたように、2月7日の午後2時から午後4時半ということで予定しております。あまり長く行わずに2時間ぐらいで終わりにしたほうがいいかなという思いもありましたが、2時間ではちょっと難しいかなということで2時間半で設定させていただいております。場所は、この弁護士会館の2階にクレオという広い講堂がございますので、そこを押さえております。ただ、パネリストに壇上にあがっていただき、壇上と会場の席を設けるといような討議形式にすると、なかなか発言も出にくいのではないかなということと、200人も300人も集めるという形式ではございませんので、この資料81-7の最初にありますように、机を口の字型に並べて、周りにぐるっと座っていただく形式にしてはどうかと思っております。この会場をもっとずっと大きくしたようなものをイメージしております。ですので、参加者数としては60人から80人ぐらいかなということをご予定しております。

呼びかけの対象は、弁護士、それから法テラスの利用者、実際使ってみた方にとどまらず、潜在的利用者、利用者予備軍というようなことを書きましたけれども、使ってみようかなと思っているような方がいるところにつきましても、ホームページ等で呼びかけることを予定しております。ただイメージとしましては、弁護士で、実際にこれに携わっている人、あるいはそのスタッフになろうかなと思っているような人が中心になるかと思っております。会議自体が、弁護士主体と法テラスを中心の席に置いて、現状の問題点を色々説明していただき、市民会議の皆様からそれを聞いてのご意見をいただくというような進め方を考えております。

会議として二つの目標を考えております。2月ですと10月の開業から約5か月ということになりますけれども、その現状で法テラスが果たしている役割、逆に求められている役割を果たしているかという問題点を明らかにして、どうしたらいいのかという改善点を探るということを目的の一つとしています。

また二つ目としては、弁護士、弁護士会として何をなし得るのか、あるいは何をしなければいけないのかという点についてもご指摘いただいて、明らかにしていくことを目的としております。

報告とディスカッションということを考えておりますけれども、そのテーマとしては、大きく分けて三つぐらいあるかと思ひましてまとめました。一つは、法律相談業務一般になります。コールセンターの状況と果たすべき役割と書いてありますけれども、法律相談自身をコールセンターが行うわけではございませんが、法律情報につきましては、コールセンターで提供をするという図式になっております。それにつきまして、現在コールセン

ターにどの程度電話がきているのか、どういうことを答えているかといった役割紹介をしていただいた上で、問題点は何なのかということを探っていきたいと思います。

今日の配付資料 8 1 - 6 で新聞報道を何枚か添付いたしましたけれども、法テラスへ電話をしてきてくださる地方の方々、そこで法律相談ができると思っている方が多いです。しかし、実際は法律情報は差し上げられますけれども、個別の相談について答えるということは、ここではしておりません。それで、弁護士会あるいは司法書士会等、相談をやっているところを紹介するというのが、本来の業務になるわけですが、その市民のニーズと実際やっている仕事について、若干齟齬があるのではないかと。もしあるとしたら、どうしたらいいのかというあたりについても、参加者で意見交換をしていきたいと思っています。

それと、弁護士会にコールセンターから電話が回ってくるということに関しまして、その弁護士会側の法律相談体制、法テラスとの連携というのがうまくとれているか。連携がとれていないとしたらどうしたらいいのかというようなところをお考えいただきたいと思っています。

テーマの 2 番目は、体制全般と申しますが、広範囲な視点から見た部分です。従来、法律扶助協会が民事法律扶助ということで訴訟援助であるとか、そういう業務を果たしておりますけれども、それが法テラスに本当に円滑に引き継がれているのかというあたりについて検討していきたいと思います。

次に、地方、過疎地域の法的ニーズについて十分応えられているかという視点でございます。4 号事務所と申しますのは、法テラスの中で過疎地につくられた法律事務所が全国に 4 か所あります。そこで法的ニーズに十分応えているのか、あるいはどういう問題点があるのかというところで、鳥取県に赴任しております一藤弁護士を当日お呼びしております。一藤弁護士は、鳥取県にある 4 号事務所、すなわち過疎地対策の事務所です。既に 5 か月ぐらい勤務されていますので、そこでの業務状況がどういう状態かという現状の報告と問題点の提起みたいなものをしてもらいます。それに関しまして、片山鳥取知事がいらっしゃいますので、自治体から見た法律相談というものについてのご発言もお願いしております。

逆に都市型の法律相談、あるいは法テラスの状況はどうかということで、この問題につきましても、八王子の法テラスの宮本所長をお呼びしておりますので、逆に都市においてはどういうニーズがあるとか、どういう体制で応じていこうかということについてのご発言をお願いしたいと思います。

それから、テーマの三つ目の柱として、弁護士会の対応の問題があります。弁護士会側として悩んでいることといたしましては、スタッフをこれから年間 300 人程度確保していく必要があるという点です。それをどのように確保していくのか。あるいは、ジュディケア弁護士、これは法テラスと契約をして法律相談業務などを行う弁護士ですが、その確保についてはどうやって進めていったらいいのか。現状はどのような程度なのかという

ころにつきましても報告と、それをもっと増やすにはどうしたらいいかというご意見がいただければと思っています。

そして、このテーマの最後には、過疎地における総合的な法律サービス提供体制ということで、弁護士会は、従来からひまわり公設事務所というのを過疎地に既に70か所ぐらいつくっておりますが、それと法テラスが過疎地につくる4号事務所との関係、各地域において、どういうふうに地元の法律相談ニーズに応えていくかというような役割分担についての展望を掲げています。

ディスカッションのテーマとして三つぐらいを順次やっていくというイメージであります。ディスカッションに入る前に、法テラスの現状であるとか、先ほどの地方事務所の現状、都市型事務所の現状というのは、それぞれ最初にご発言をいただいて、その上でテーマを各々設定して、出席者からご意見をいただきながら進めていくというやり方を考えております。

(中川議長)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきましたような企画でございますが、何かもう少しこのようなことをしたほうがいいのではないかとありますか。

(松永委員)

呼びかけの対象が弁護士と利用者となっておりますが、やはりもっと広く伝えるためにマスコミ等にも呼びかけた方がいいと思います。新聞だけではなくて、できたら雑誌とかタウン誌とか、そういうところにもお声かけられたらどうでしょうか。

(谷事務次長)

大丈夫です。広報室長が来ていますので、お願いします。

(松永委員)

何人ぐらい入れるのですか。

(谷事務次長)

口の字型にすると、100人ぐらい入れると思います。机を後ろに置けば、もうちょっと増えると思います。様子を見まして、組み方につきましては検討します。場所自体は広いものですから。あと、コールセンターを使ってみての感想ということを以前からお願いしていることでございます。どういうことを質問したらいいのかということをお聞きできない場合に、こんなことを質問してみたらどうでしょうというような質問例を資料81-5でつくってみました。ただ、これにつきましても、市民会議の皆様方に必ずやってきていただきたいとそこまでお願いできないと思いますので、もしやってみようかなというお気持ちがあり、かつ何を聞いたらいいのかお迷いでしたら、ご活用ください。自分でもこれをちょっと聞いてみたいというようなことがありましたら、聞いてみていただき、どういう対応がされたか、どこに紹介されたかというのを事前知識としてお持ちいただくと、意見を出していただくときにいいかなと思います。

(中川議長)

ちょっと先の話になりますけれども、コールセンターの見学を来年1月30日(火)の2時から3時ということで、先方と話ができています。5、6人の方が参加をされると思っています。

(谷事務次長)

参加可能とご連絡いただいた方につきましては、後で集合場所等詳細のご連絡を致しますので、よろしく願いいたします。

(中川議長)

この拡大市民会議の内容については、大体こんなことでよろしゅうございますか。

(土屋委員)

この拡大市民会議チラシ案の関連でちょっと思ったのですが、せっかく申し込みをしていただくならば、申し込みをされる方が聞きたいこととかをご記入いただく欄をつくり、書いてもらったらどうでしょうか。それを取り込んで議論ができると思います。

(中川議長)

そうですね。

今のところは、谷事務次長、ご対応をお願いします。

利用者側から見た日本司法支援センターに対する要望、特にそれを支えていらっしゃる弁護士さんの活動とか、そういうものに対する要望や期待といったもの、あるいは一般的な日本司法支援センター全体に対する市民の側の感覚をお伝えすればいいと思います。

では、この件は以上のような内容でよろしゅうございますでしょうか。特にご意見がなければ、このように進めていただきます。

(4) 議題4 第14回市民会議の日程について

(中川議長)

そうしたら、もう最後になりますが、14回の市民会議の日程についてです。拡大市民会議の次の日程ということですが、来年の4月23日、月曜日の1時半から3時半というのが、一番ご出席の方が多いようですので、これでひとつお願いをしたいと思えます。議題につきましては、また別途ご連絡を差し上げたいと思えます。

(5) 議題5 その他

(谷事務次長)

弁護士白書というものを配布させていただいておりますので、ちょっとその説明をさせていただきます。弁護士会のいろいろなデータ、例えば弁護士が何人いるとか、職場がどのくらいであるとか、どの地方にどのくらい固まっているかといった様々な資料がございます。この中で45ページを見ていただければと思います。今回特集で弁護士任官と弁護士人口というものを特集しましたので、市民会議の皆様からいただいた意見を載せまして、こういう意見をいただいていますということを広報しております。

それから199ページ、ここに日弁連市民会議というのがどういうものであって、今までどういうことをやってきて、現在どういう方にご協力いただいているかというようなご紹介を、簡単ですけどもさせていただきます。

6. 閉会

(中川議長)

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

(平山会長)

ありがとうございました。

- 了 -